

2020（令和2）年度事業計画

社会福祉法人 江戸川菜の花の会

江戸川菜の花の会ミッション

「私たちは、障がいのある人々が、地域の中でその人らしい暮らしができるよう、一人ひとりの思いによりそい、支援してまいります。」

1. 全体状況

昨年度、第二次中・長期計画を策定し、次なる10年へ向けた歩みを始めた。課題としてあげられた職員の確保、サービスの質の向上、法人カバナンスの強化、経営体質の改善等の取り組みを行ってきた。

今年度は、「住み慣れた地域社会で共に生きる」という法人の目標をさらに推し進めるために、引き続き、地域に根差した法人運営を行うとともに、区や他関係機関とも連携しながら歩みを進める。

併せて、法人第二次中・長期計画に則り、以下の取り組みを行う。

人材の確保・育成が急務となっている。これらは持続的な事業運営、法人運営を行っていく上で要である。大学、専門学校等も含めた関係機関への募集周知、法人の次世代を担う職員を育てるための職層研修の体系化、職務・業務評価の活用による各人の課題の明確化等を行っていく必要がある。

サービスの質の向上では、職員の人権意識の底上げ、支援スキル・マナーの向上、利用者本位の考え方の徹底等に取り組んでいかななくてはならない。

働き方改革では、有給休暇取得促進、本年6月から義務化される「パワーハラスメント防止措置の義務化」の周知、ワーク・ライフ・バランスの推進、時間外勤務削減のための業務の効率化等を図っていく必要がある。

また法人として、法人組織カバナンスの強化とともに、安定した事業運営のために経営体質の強化や、コンプライアンス意識の浸透が重要となる。

併せて、地域に根差した法人として、利用者・ご家族の思いを汲んだ丁寧な支援、安心安全な事業運営とともに、地域の方に引き続きご理解いただけるような関係性の構築を引き続き行う。

7月から東京オリンピック・パラリンピックが開かれる。スポーツ行事への積極的参加を促すとともに、芸術・文化行事への参加も促し、障害のある方の社会参加を進めていく。

2. 運営方針と重点目標

(1) 運営方針

- ① 江戸川菜の花の会の理念を運営に生かすとともに、第二次中・長期計画を柱にした運営を行う。
- ② 法人傘下事業所に対して、利用者の権利擁護に努め、利用者ニーズや家庭のニーズ、地域ニーズに基づいた、柔軟で質の高いサービスの提供、信頼関係に基づいた支援を行うことを求める。
- ③ 長期的に安定した法人運営を心がけ、効率的かつ社会福祉状況に応じた運営を行う。
- ④ 都、区、関係機関・団体、区内関係障害者団体、保護者会、及び当法人関係事業所等と連携し、利用者が、地域の中で安心・安全な生活が出来るような法人運営を行う。

(2) 重点目標

① 円滑な事業運営をするための人材の確保と育成

人材確保として、ハローワーク等の関係機関、大学、専門学校等に求人情報を登録する。介護実習等も積極的に受け入れ、実習生に対して、法人への就職を勧めていく。中高生も含めて職場見学等を積極的に受け入れ、次世代の福祉人材を育成する。

② 人材の育成とサービスの質の向上

人材育成面では、経験や職層、個人スキルに応じた職員の研修ニーズをつかみ、それに対応した研修を提供出来るよう、法人研修のみならず、職場内研修、職場外研修、自己啓発研修の推進等も含めた研修を行う。またそのための法人研修体系を作る。

サービスの質の向上では、上記研修等での支援スキルの向上とともに、虐待防止チェックリストによる支援の振り返りや、それを題材としたグループワーク、苦情解決第三者委員による事業所訪問等により意識を向上させる。併せて職員間でお互いに意見出来るような職場環境の醸成を行っていく。

③ 新規事業の必要性の検討

利用者の重度・重複化、高齢化、強度行動障害、発達障害、精神障害等への対応が求められている。事業所によりその割合に違いはあるが、法人としてその実情を踏まえ、区や都、国等の社会的ニーズも勘案しながら、新たな事業の検討や運営方針として何が必要か等を検討していく。併せて既存事業の在り方についても検証していく。

④ 新たな法人経営方針の確立・財政基盤の確立

第二次中・長期計画に則り、次なる10年を見据えた場合、事業所への計画的な資本投下や、新たな地域ニーズに対応する投資をどうするか、また質・量双方における人材確保の方策など、法人経営上の課題を抱えている。

これらに対して、法人ミッションを主眼に置きつつ、その実現に向けて明確なビジョンを打ち出し、具体的な行動計画を立案し、実行・検証・見直しを行いながら運営していく必要がある。

それらを以下の視点から検証していく。

- ア、「事業所管理」から「法人単位の経営」へ
- イ、ガバナンスの確立、経営能力の向上
- ウ、多角的な事業展開
- エ、長期資金の確保
- オ、既存事業の在り方も含めた新規事業の検討
- カ、コンプライアンス意識の浸透

3. 運営体制

(1) 運営事業所

- ① 菜の花作業所 (就労継続支援B型) 定員 30名
江戸川区中葛西2-8-2
所長 山之内礼子、主任 鈴木孝明、サービス管理責任者 伊藤純
- ② 江戸川かもめ第一事業所 (就労継続支援B型) 定員 40名
江戸川区中葛西2-8-1
所長 稲田竜一郎(サービス管理責任者兼務) 主任 柿崎典子
- ③ 江戸川かもめ第二事業所 (就労継続支援B型) 定員 40名
江戸川区中葛西2-8-2 1
分室 ヒヴァヒヴァ (就労継続支援B型) 定員 10名
〒134-0083 江戸川区中葛西2-7-2
所長 茂野洋子、主任 山口由香(サービス管理責任者兼務)
- ④ 江戸川かもめ第三事業所 (就労継続支援B型) 定員 20名
江戸川区西葛西7-28-18
所長 佐々木大助、主任 増田京香(サービス管理責任者兼務)
- ⑤ るーぷ (就労継続支援B型) 定員 30名
江戸川区春江町4-18-15 インスコート1F
所長 石野田佳代子、副所長 根本和茂(サービス管理責任者兼務)、
- ⑥ すみれ福祉作業所 (就労継続支援B型) 定員 20名
江戸川区上一色3-27-3
所長 峯垣外真澄、サービス管理責任者 樋熊亜希子

- ⑦ さざんくろす篠崎（就労継続支援B型） 定員 20 名
江戸川区上篠崎 2-4-21
所長 佐藤明美、主任 田川裕佳子（サービス管理責任者兼務）
- ⑧ （指定管理）江戸川区立福祉作業所（就労継続支援B型） 定員 90 名
江戸川区西小岩 3-25-15
分室 ベリィソイズ
江戸川区北小岩 2-14-17
所長 茂木秀光、副所長 柏谷信博、事務長 海部雅和
主任 平山琴絵（サービス管理責任者兼務）、主任代行 長澤篤
分室主任 村中晃治
- ⑨ とらいあんぐる（生活介護） 定員 30 名
江戸川区中葛西 1-39-12
所長 佐藤 望、主任 松澤恒太郎（サービス管理責任者兼務）
- ⑨-2 とらいあんぐる地域活動支援センターⅡ型（江戸川区地域生活支援センター事業） 所長 加藤貴之
- ⑩ あるめりあ 1. 4（共同生活援助） 定員 8 名
江戸川区東小松川 3-34-14 2F、4F
あるめりあ 2. 3（共同生活援助） 定員 8 名
江戸川区中葛西 1-38-19 ライフセンター葛西
所長 岩崎健太、主任 小林早苗
- ⑪ まある相談支援事業所（特定相談支援・児童相談支援）
江戸川区中葛西 1-38-19 ライフセンター葛西
所長 杉田泉
- ⑫ 菜の花介護センター（居宅介護・移動支援）
江戸川区中葛西 1-38-19 ライフセンター葛西
所長 井出 光（サービス提供責任者）

（2）職員構成（2020年4月1日現在）

	正規職員	非正規職員	合計
男性	39名	15名	54名
女性	48名	43名	91名
合計	87名	58名	145名

(3) 役員等体制 (任期 2019. 6. 14～2021 年定時評議員会迄)

	役職	氏名	備考
1	理事長	加藤 智恵子	元東京都手をつなぐ育成会理事長
2	副理事長	山口 勇	元特別支援学校長
3	常務理事 事務局長	南波 清也	前江戸川区立えがおの家所長
4	理事	上田 庸司	特例小会社 リベラル(株)取締役事業部長
5	理事	佐藤 明美	さざんくろす篠崎所長
6	理事	茂木 秀光	江戸川立福祉作業所長
7	理事	齊木 博	江戸川区障害者グループホーム統括コーディネーター
8	監事	大沼 幸夫	(社福)もぐらの家 施設長
9	監事	松本 浩一	松本浩一税理士事務所長

(4) 評議員 (任期 2017. 4. 1～2021 年定時評議員会迄)

	役職	氏名	備考
1	評議員	福岡 徹	元江戸川区立福祉作業所長
2	評議員	中島 敏夫	(社福)いすず会一之江あゆみの園施設長
3	評議員	星谷 徹	宇喜田・三角町会 副会長
4	評議員	大西 純子	NPO 法人 ヒーライトねっと アクティビティセンターゆい施設長
5	評議員	高津 民雄	葛西第一地区民生・児童委員保護司
6	評議員	國澤 あや子	葛西第二地区民生・児童委員
7	評議員	出川 大輔	江戸川区立障害者支援ハウス施設長
8	評議員	今井 郁子	江戸川区手をつなぐ育成会副会長 江戸川区かもめ第二事業所利用者保護者
9	評議員	矢田 真知子	江戸川区手をつなぐ育成会副会長 (社福)共慈会「相談虹の会」管理者

(5) 役員会等

理事会	理事会(6月、3月、その他随時)
評議員会	定時評議員会(6月、3月、その他随時)
本部役員会	週1回(理事長、副理事長、常務理事、事務局)

4. 事業運営

(1) 人材育成

① 人事考課の推進 職務・業務評価表による評価

(前期対象4月～9月、後期対象10月～3月)

人材育成・能力開発、人材活用・組織構築、公正処遇・公正配分（賞与・昇給・昇格・昇進）を目的として、法人のミッションのもと、個々の職責にあった業務を課し、評価を行って能力開発に結びつける。

また職務・業務評価面談を通じて、職員個々の長所、課題点、位置づけ、次なる目標等を明確にし、モチベーションの維持向上につなげる。併せて、職員個々の力量アップ、事業所全体のサービスの質の向上につなげる。

② 研修の実施

新任職員研修	4月21日、5月21日、 11月25日(フォローアップ研修)	法人3F会議室
初級中堅研修	6月16日	法人3F会議室
中級中堅研修	7月21日	法人3F会議室
主任・サビ菅研修	10月27日	法人3F会議室
全体研修	9月11日、3月5日	船堀タワーホール

③ 職場内研修(OJT)の推進

日常的な現場でのタイムリーな助言指導とともに、本人のキャリアパスを見据えたOJTを行う。

④ 職場外研修(OFF-JT)の推進

- ・サポーターズカレッジ研修
- ・他事業所研修
- ・東京都手をつなぐ育成会地域法人協議会研修
- ・東京都社会福祉協議会、江戸川区、東京都、関連団体等研修

⑤ 自己啓発研修の推奨(SDS)

資格取得も含め、自主的な学びを推奨し、職員資質の向上、モチベーションの向上を図る。

- ・資格取得時の手当 5,000円

(2) 職員のサポート体制 ～気持ちよく働き続けるために～

① 職員の悩みごと相談窓口 本部事務局長 南波 清也

② メンタルヘルス相談医 (法人協力医)

医療機関名	増村メンタルクリニック
医師名	増村 年章
所在地	江戸川区西葛西 6-17-5 関寅ビル 3-6F
電話番号	03-5659-0733
診察科目	精神科、診療内科、内科

③ メンタルサポートネットカウンセリング

日頃より職員の動向に気を配り、話を聞く態勢を作るとともに、必要に応じ法人が契約している無料相談窓口「東京メンタルヘルス・カウンセリングセンター」を紹介する。またその周知パンフレットを、職員に配布するとともに掲示する。

東京メンタルヘルスカウンセリングセンター

(職員の家族も含めた職場や家庭等での悩み相談)

TEL 0120-922-307

④ ストレスチェック制度

「職員のメンタルヘルス不調の未然の防止」「職員自身のストレスの気づきの促し」「ストレスの原因となる職場環境の改善」を目的として厚労省の「ストレスチェック実施プログラム」を活用することなどを周知していく。

(3) 労務管理

福祉サービス充実のための人材確保・育成とともに、昨年4月1日に施行された働き方改革関連法に則った職員の働く環境の整備を行う。併せて、本年4月に施行される「改正女性活躍推進法」を見据えた女性の登用。本年6月から義務化される「パワーハラスメント防止措置の義務化」の周知等を行う。

必要に応じ、法人嘱託社会保険労務士の指示、助言等を受けながら、課題に対応していく。

① ワーク・ライフ・バランスの推進

職員が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和を図り、その両方を充実させる働き

方・生き方ができるような環境を作る。それを通して、優秀な人材の確保、職員の意欲向上・定着、長時間労働の削減・業務効率の向上につなげる。

② **セクシャルハラスメント、パワーハラスメント及び**

その他のハラスメントの防止

セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント、マナーハラスメント及び職場環境を悪化させたり個人の人格や尊厳を侵害したりするような行為、その他いじめや嫌がらせも含めて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為等を予防する。本年6月から義務化される「パワーハラスメント防止措置の義務化」の周知等も含めて行う。

③ **効率的な業務遂行**

有給休暇が年10日以上付与される職員に対する年間5日以上の休暇取得の徹底や、時間外勤務の多い事業所の業務内容や人員配置の見直し等を行う。また NO 残業 Day 等を推奨する。

(4) 労務管理体制

柴田経営労務管理事務所 柴田久志社会保険労務士

TEL 03-3864-7255

(5) 経理管理体制

- ・ 福祉会計サービスセンター TEL 03-3254-3033
- ・ 清水会計事務所 TEL 03-5422-1834

(6) 法務関係

東京都手をつなぐ育成会(地域法人協議会)顧問弁護士の活用

未来市民法律事務所 中村裕二弁護士

TEL 042-724-5321

(7) 権利擁護、苦情解決体制

①法人虐待防止委員会 7月、2月開催(必要に応じ随時開催)

	職種	氏名	備考
委員長	理事長	加藤智恵子	
委員①	副理事長	山口 勇	
委員②	事務局長	南波 清也	
委員③	法人虐待防止部会長	茂野 洋子	江戸川かもめ第二事業所長
委員④	事業所長	佐藤 明美	さざんくろす篠崎所長
委員⑤	社会福祉士	岡部 知子	おかべ社会福祉士事務所長
委員⑥	第三者委員	田島 洋子	元区障害者福祉課係長
委員⑦	第三者委員 ・ 監事	大沼 幸夫	もぐらの家施設長
委員⑧	第三者委員 ・ 評議員	大西 純子	アクティビティセンターゆい所長、社会福祉士

②法人苦情解決体制

役割	氏名	備考
苦情解決責任者	加藤 智恵子	理事長
苦情受付担当者	南波 清也	事務局長
第三者委員	田島 洋子	元区障害者福祉課係長
第三者委員	大沼 幸夫	もぐらの家施設長
第三者委員	大西 純子	社会福祉士

③法人障害者差別解消法対応

役割	氏名	
対応責任者	理事長	加藤 智恵子
対応受付担当者	事務局長	南波 清也

(8) 会議

会議名	開催頻度	場所
所長会議	毎月	法人 3F 会議室
主任・サビ管会議	9月3月を除く毎月	法人 3F 会議室
事業検討部会	適宜	法人 3F 会議室
研修部会	毎月	法人 3F 会議室
虐待防止部会	毎月	法人 3F 会議室
広報部会	適宜	法人 3F 会議室

(9) 法人主催行事

行事名	月日	場所
菜の花の会まつり	11月14日	新川さくら館
新年を祝う会	1月22日	タワーホール船堀

5. 医務

(1) 健康管理

衛生推進者	事務長	白石 賢二
-------	-----	-------

衛生推進者は、職員の健康管理、働きやすい環境の構築を行うとともに、感染症予防等に努める。傘下事業所に対しても下記事項を計画的に実施することを指導するとともに確認を行う。

① 健康診断 労働安全衛生法第66条に基づき年1回(宿泊事業従事者年2回)を実施する

ア.胸部X線 イ.心電図 ウ.身長測定 エ.体重測定 オ.視力検査
カ.聴覚検査 キ.検尿 ク.血液検査 ケ.血圧 等

② インフルエンザ予防接種補助(希望者のみ 年1回)

(2) 関係医療機関(法人協力医)

医療機関名	増村メンタルクリニック
医師名	増村 年章
所在地	江戸川区西葛西 6-17-5 関寅ビル 3-6F
電話番号	03-5659-0733
診察科目	精神科、診療内科、内科

(3) 感染症予防・対応

インフルエンザ、ノロウイルス、新型コロナウイルス等の感染症予防として、感染症マニュアルに沿った予防策を講じる。併せて、事業所、職員に対して、感染防止の取り組みを周知する。感染者が出た場合には、法人と事業所が連携し、感染拡大防止に努めるとともに、感染症マニュアルに則った感染者対応を行う。

6. 危機管理

(1) 事故防止・対応

① 「緊急時対応マニュアル」により対処する。職員全員が常に事故の可能性を予見しながら行動し、事故防止に努める。またヒヤリ・ハット報告

を行い、事故原因の解消につなげるとともに、定期的に見直しを行い、継続した取り組みを行う。

各事業所で発生した事故等は、速やかに法人本部に報告を行う。本部では情報の収集と対応を検討する。

- ② 万一重大な事故、自然災害等が起きた場合には、法人は事業所と連携を図り、減災の視点で、被害を最小限にとどめるための対応を行う。

(2) 緊急時対応等

- ① 「緊急時対応マニュアル」に則り、指示、伝達系統を職員に周知し、緊急時の対応に備える。

(3) 情報漏えい対策

職員の入職時に、「誓約書兼機密および個人情報の守秘に関する同意書」を提出させるとともに、就業規則第85条に秘密の保持に関する規定の周知により、個人情報、法人情報の漏洩防止を図る。

① 個人情報文書・データ等の取扱い

「個人情報の保持に関する法律」、および法人の「個人情報保護指針」「個人情報、IT機器の取り扱いについて(周知文書)」に基づき、法人に関係する個人情報について、守秘義務の遵守、文書等の適切な管理を徹底する。

② パソコン・ネットワーク管理

「ネットワークシステムの運用管理に関する規程」「個人情報、IT機器の取り扱いについて(周知文書)」に則り、パソコンについては、パスワードの設定やセキュリティソフトにより、個人情報の漏洩を防止する。サーバーについては、職責によるアクセス制限を設ける。また、データの持ち出しや個人パソコンの持ち込みを禁止する等を徹底する。

③ 個人情報漏洩時の対応

個人情報漏洩が発覚した時には、状況の確認とともに、区、関係機関に事態を報告する。インターネットに関する情報漏洩に対しては、専門機関に依頼し漏洩情報の拡散防止対策を実施する。さらに再発防止のためのシステムを専門業者も含めて検討し、実行する。

職名	氏名
管理責任者(法人)	事務局長 南波 清也
取扱責任者	事務長 白石 賢二

(4) コンプライアンスについて

法規範、法人規範、倫理規範を遵守し、現場においても、社会的規範に基づいた対応とともに、利用者支援マニュアルや各種業務手順等に則った職務の遂行、利用者支援を行う。

また予算の適正執行や内部統制の確立を通して、健全な事業所運営を指導する。併せて、研修等を通じて意識の浸透に努める。

(5) 防災

昨年 10/12～13 にかけて襲来した台風 19 号により、江戸川区では避難勧告が出され区内で約 35,000 人の方が避難した。それを受けて、法人として、利用者ご家族を対象としたアンケートを実施し、貴重な意見をいただいた。それを生かした防災計画を策定していく必要がある。

併せて東日本大震災から 9 年目となり、風化が懸念されている。首都直下型地震は、今後 30 年のうちに 70% の確立で発生すると予想されており、法人としても傘下事業所が散在していることも踏まえながら、本部機能の在り方も含めて、水害時、地震時、大型暴風雨来襲時等の状況に応じた計画を策定していく必要がある。

7. 職員名簿 (令和 2 年 4 月 1 日現在) ()は異動者法人採用日

番号	職 種	氏 名	性別	採用年月日
1	事務局長	南波 清也	男	H30. 4. 1
2	事務局次長	未定		
3	事務長	白石 賢二	男	H28. 4. 1
4	本部付 (とらいあぐるⅡ 型所長)	加藤 貴之	男	R2. 4. 1 (H20. 4. 1)
5	事務員	村山 美知子	女	H27. 2. 1
6	事務員	石井 明美	女	H27. 10. 1